

令和3年第1回鬼北町議会定例会

令和3年3月19日（金曜日）

○議事日程

令和3年3月19日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第43号 令和3年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第44号 令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第45号 令和3年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第46号 令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第47号 令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第8 議案第48号 令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第49号 令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第51号 令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第52号 令和3年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第53号 令和3年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第14 令和3年請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について
- 追加日程第1 発議第1号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）について
- 日程第15 諮問第1号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議案第54号 鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 日程第 18 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 19 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 43 号 令和 3 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 議案第 44 号 令和 3 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 45 号 令和 3 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 46 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 47 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 48 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 49 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 50 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 51 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 52 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 13 議案第 53 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 14 令和 3 年請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書(案)について
- 日程第 15 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 議案第 54 号 鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 18 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

て

日程第19 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について  
日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番 高橋 聖子	2番 中山 定則
3番 末廣 啓	4番 山本 博士
5番 赤松 俊二	6番 松下 純次
7番 芝 照雄	8番 福原 良夫
9番 程内 覺	10番 松浦 司
11番 山崎 保	12番 渡邊 眞次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 佐竹 誠 書 記 鶴井 留美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭 誠 亀	副 町 長 井上 建 司
総務財政課長 高田 達也	企画振興課長 二宮 浩
町民生活課長 谷口 浩 司	保健介護課長 芝 達雄
環境保全課長 森 明	日吉支所長 那須 周造
農林課長 松本 秀治	建設課長 上田 司
水道課長 上田 司	会計管理者 古谷 忠志
教育長 松浦 秀樹	教育課長 渡邊 甫
農業委員会会長 川平 定計	農業委員会事務局長 松本 秀治
選挙管理委員会委員長 谷口 清美	代表監査委員 上甲 康夫

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番、福原良夫議員、9番、程内覺議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算についてを議題とします。

本案に関し、程内覺予算常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算常任委員会委員長（程内 覺君）

おはようございます。

令和3年3月4日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算について、3月8日、9日、委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、教育長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長等の出席を求めて、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果についてを報告します。

2款、1項、11目、福祉タクシーについて質したところ、今回新たに高知高陵交通が3月31日をもって廃線になったため、それに伴い、日向谷地区の皆さんにタクシー補助券を交付するもので、3月1日の日向谷地区区長・組長会でも説明をさせていただき、了解をいただいたとの答弁でした。

2款、1項、6目、高校魅力化事業委託料について質したところ、高校の魅力化を推進することにより、生徒数の確保を目指すとともに、地域課題解決型学習の取組を推進し、具体的には、学校のほうで年6回程度のワークショップを開催するとの答弁でした。

3款、2項、10目、保育所の賄い材料費について質したところ、町内の2園については、2つの園ですね、については、一部お肉等を松野町から購入しており、今後は業者が店舗で仕入れて、単価的にも安く調達できるようであれば、町内の業者からの仕入れを検討したいとの答弁でした。

4款、1項、4目、不妊治療助成金について質したところ、今年の不妊治療の申請は7名であり、昨年申請された7名の方は、全員が妊娠されているとの答弁でした。

4款、1項、8目、医師確保奨学金貸付金について質したところ、最大6年間の期間を貸し付けるものであり、上限、入学資金として100万円、修学資金として月額20万円を6年間、県内に住所を有する方から申請が出ているとの答弁でした。

5款、1項、3目、ジビエ施設造成工事請負費について質したところ、ペットフード等の加工施設を建設するというところで、それに伴い令和3年度に減容化施設をきじ工房裏の用地を計画しているとの答弁でした。

6款、1項、2目、企業チャレンジ支援事業費補助金について質したところ、2年度は6件の申請を受け付けています。これは店舗新築、改修、設備投資をした場合に交付する補助金で、店舗の新設が3件、設備投資に3件の計6件交付したとの答弁でした。

6款、1項、2目、新型コロナウイルス感染症対策利子補給について質したところ、2つの制度があり、現在の状況は、1つが54件、もう一つが14件の利用ということでした。飲食業については、4月以降においても、そういった部分については取り組む必要があるかと検討しているとの答弁でした。

9款、3項、3目、広見中学校解体工事請負費について質したところ、合併特例債と一般財源で手当されるようになっており、解体費用の財源については、多額の費用を有するが、財政調整基金を取り崩さない状況の中でやりくりをしていく考え方は変えていないとの答弁でした。

9款、4項、4目、等妙寺境内保存整備工事請負費について質したところ、着工時期を来年度の秋ぐらいとし、竣工を年度内に躯体のほうを完成させ、一般公開はガイダンス施設の内装を令和4年度に行い、令和5年度の春オープンを目指したいとの答弁でした。

その他必要に応じ質疑・討論を行い、議案の一部に対し異議がありましたが、採決の結果、議案第25号、令和2年度鬼北町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算常任委員会の報告を終わります。

予算常任委員会委員長、程内覚。

○議長（渡邊眞次君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

日程第3、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第44号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算についてから、日程第13、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算についてまで、以上

10件を議題とします。

これから審査結果について、程内覚予算常任委員会委員長から報告を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時11分

---

再開 午前 9時13分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○予算常任委員会委員長（程内 覚君）

先の私の一般会計の委員長報告で、間違いがありました。訂正をさせてください。

最後の部分です。採決の結果、議案第25号と私申し上げましたが、議案第43号、令和3年度鬼北町一般会計の予算についてと訂正をさせていただきたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、先ほどの議長からの指名で、令和3年3月4日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました議案第44号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算から議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算まで、以上10件について3月8日、9日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、教育長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長等の出席を求めて、会計ごとに慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

三島診療所に代診の医師を呼ぶに当たっての予算立てについて質したところ、県の医療対策課がコロナの中心的な対策を行っており、北宇和病院がへき地診療所の拠点病院になるので、代診医を派遣していただくよう段取りをしているとの答弁でした。

水道事業会計の給水管の耐用年数について質したところ、耐用年数は46年となっており、それらの整備更新が喫緊の課題となっているが、当町の水道料金は、平成15年の改定から他の市町と比べてもずっと高い水準であり、料金の値上げは考えていないとの答弁でした。

そのほか必要に応じ質疑・討論を行い、採決の結果、議案第44号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算から、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算、以上10件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算常任委員会の報告を終わります。

予算常任委員会委員長、程内覚。

○議長（渡邊眞次君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し、質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑・討論なしと認めます。

日程第4、議案第44号、令和3年度鬼北町用品調達特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(渡邊眞次君)

起立全員です。

したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第45号、令和3年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(渡邊眞次君)

起立全員です。

したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第46号、令和3年度鬼北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第47号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号、令和3年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、令和3年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第50号、令和3年度鬼北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第51号、令和3年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第52号、令和3年度鬼北町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第53号、令和3年度鬼北町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、令和3年請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書についてを議題とします。

本案に関し、赤松総務産業建設常任委員会委員長より、審査結果の報告を行います。

○総務産業建設常任委員会委員長（赤松俊二君）

それでは、報告を申し上げます。

総務産業建設常任委員会報告書。

去る令和3年3月4日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託を受けました令和3年請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書について、令和3年3月12日に委員会を招集し、委員6名が慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。

本請願は、鬼北町議会において、国に対し、意見書を提出するよう要請があったものです。

地方たばこ税は、毎年一定額が町の税収となっており、その一部を分煙環境整備に係る費用の財源とすることに対して賛成するとの意見がありました。

紹介議員から、請願内容の説明を受けた後、審査を行った結果、反対意見はなく、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

総務産業建設常任委員会委員長、赤松俊二。

○議長（渡邊眞次君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから令和3年請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択すべきものです。

令和3年請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(渡邊眞次君)

起立全員です。

したがって、令和3年請願第1号は採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時30分

---

再開 午前 9時30分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま総務産業建設常任委員会委員長から、発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書(案)についてが提出されました。

お諮りします。

発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書(案)についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）についてを議題とします。

赤松議員から提案の趣旨説明を求めます。

○総務産業建設常任委員会委員長（赤松俊二君）

発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、鬼北町議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月19日。

提出者	鬼北町議会議員	赤松俊二
賛成者	〃	福原良夫

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）

国内のたばこを取り巻く環境については、複数年に亘る、たばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行などで喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にある。

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては、年間1兆円規模の貴重な財源として長年にわたり多大な貢献を果たしている。

本町においては、地方たばこ税収入は、年間約5,600万円に上り、町の一般財源として大きく貢献しているところである。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は、複数年に亘るたばこ税増税、受動喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行等、喫煙規制強化の動きの拡大などにより厳しさを増し、たばこの販売数量がここ10年で半減するなど、耕作者の減少、各地の零細販売店の廃棄の増加など、著しい苦境に立たされている。

改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙の防止であり、決して禁煙を強要するものでないことから、分煙環境の整備を推進することが早期に求められている。

また、分煙社会の実現のため、喫煙者が負担するたばこ税の一部を公共喫煙場所の維持、増設、公共施設や飲食店、旅館等の喫煙室設置の助成、環境美化の推進に資す

る喫煙マナー向上に関する普及活動など、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取り組みに有効活用していくことが重要である。

よって、国においては、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者の双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現と推進を図るため、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を受動喫煙防止事業の推進を目的とした分煙環境整備として活用できる制度の整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月19日、愛媛県鬼北町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣官房長官。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（案）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生

労働大臣、農林水産大臣、内閣官房長官に対し、文書で提出することにします。

日程第15、諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

鬼北町人権擁護委員川平定計委員が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたします委員は、住所、鬼北町大字父野川下1250番地。氏名、川平定計。生年月日、昭和23年9月1日生まれであります。

川平氏は、平成24年7月1日から人権擁護委員として御尽力いただいております。地域の人望も厚く、責任感旺盛で人権擁護委員として最適任であると確信いただいております。

引き続き、川平定計氏を再任したいので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑・討論なしと認めます。

これから諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

川平定計君が適任であることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、川平定計君を推薦することに決定しました。

日程第16、議案第54号、鬼北町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第54号、鬼北町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

平成30年7月豪雨災害等における災害対応の経験を踏まえ、防災を含めた危機管理施策の企画立案機能及び危機管理に係る統括機能の強化を図るため、第2庁舎西側に危機管理棟を整備し、災害対策本部機能を集約いたしました。

これに伴い、これまで総務財政課に位置づけていた危機管理室を新たに危機管理課として新設し、災害時の体制強化を図ることといたしました。

このようなプロセスを経て、組織機構の見直しに伴う課の設置及び分掌事務変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、条例の一部を改正する条例につきまして、配付しております新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条は、設置しております課の名称を記載しております。左の欄の現行の課名を、右欄のとおり改めるもので、現在、本条例で定めている8課を9課に変更するものです。

第3号に危機管理課を加え、現行の3号以降を1号ずつ繰り下げるものです。

第2条では、各課の所管する主な分掌事務を定めており、危機管理課の新設により、事務につきまして一部を変更しております。

第2号の総務財政課所管事務のうち、カ、キ、クについて危機管理課に移管するもので、第2条の第3号に、危機管理課を設け、所管いたします分掌事務をア、イ、ウとするほか、以下の各号について所要の改正をしております。

議案書2ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、鬼北町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第17、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第17、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委

員会委員長、予算常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出書のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和3年第1回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、53案につきましては、それぞれ原案のとおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。

間もなく令和3年度がスタートいたします。今回の定例会において、議決をいただきました予算に基づきまして、今後一つひとつの事務事業を具現化していくこととなりますが、議員の皆様の貴重な御意見を踏まえて、住民の皆様の負託に応えるべく、最善を尽くす所存でありますので、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、4年間の行政推進に多大な御協力を賜りましたことに対しまして、改めて心から御礼を申し上げます。

これもちまして、令和3年第1回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(渡邊眞次君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

（午前 9時53分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 8 番）

鬼北町議会議員（ 9 番）